

発言記録作成に関わる実務上の課題（その①）

～ 文章化するのは「音」ではなく「言葉」 ～

山崎恵喜

< 1. はじめに >

発言（音声情報）を文章化（文字情報化）し、記録として公表するとともに、後世に残すことは、公正公平な社会活動を展開する上で重要である。

発言記録が存在することにより、誰がどのような言辞を用いて自身の主義主張などを表明したかを社会に伝えることができるほか、それが、その後の議論の土台や題材になるという側面もある。

発言記録の作成に当たっては、「単に音を文字にする」のではなく、「発言者が言いたかったこと」を読み手にいかに正確に伝えるかなど、様々な課題がある。

そこで、拙稿では、実務に際しての課題や対処などについて考えてみたい。（文中の例文は実例を若干アレンジしている）

なお、発言記録には、議事録、講演録、インタビュー録など種々のものがあり、その作成目的、作成手法、使われ方に相違はあるが、発言を文字にするという基本的視点では共通していると捉えてよいと考える。

< 2. 発言記録の2つの特性 >

発言記録には、大きく2つの特性がある。

〔2. 1 特性の1つ目〕

1つ目は、対象となるのが他者の発言であるという点である。

例えば、ある事業に関する企画書や提案書を作成する場合であれば、作成者自身の語彙の範囲や言葉に対する感性（好み）などに従って文章を作ることができるし、文の構成も自身で決められる。

それに対し、発言記録を作成する場合は、他者によってなされた発言に即して処理しなければならない。

つまり、作成者と発言者の関係性を考えると、語彙、言葉に対する感性（好み）、知識、経験、思想信条など、様々な違いがある他者の発言を正確に文字化することが求められるという難しさがある。

要するに、「作成者が自分で言葉を選べない」「作成者がふだん使わない言葉でも、あるいは嫌いな言葉でも、発言に沿って文章化しなければならない」という側面がある。

〔2. 2 特性の2つ目〕

2つ目は、2. 1とも関わりがあるが、発言の背景にある事情などを了知していなければ文章化ができないということである。

【例文1】

コンシュウ コウジガ オコナワレルガ ジョウキョウ ニツイテ ドウオモウカ →今週、公示が行われるが、上京についてどう思うか。 →今秋、工事が行われるが、状況についてどう思うか。

この音声については、例示したような可能性が考えられるが、話題になっていることの背景を知っていなければ、正しい表記ができない。

つまり、発言に関して十分な情報を持たないまま、音声だけを聞かされても、文章化は無理ということである。

< 3. 音声による理解と文章による理解 >

次に、発言記録を作成する上で理解しておくべき点は、「音声による理解」と「文章による理解」には違いがあるということである。

〔3. 1 音声による理解〕

音声を聞いて内容を理解する場合、聞き手は、一音一音を漏らさずに聞き取って理解するのではなく、自身が必要と捉えたキーワードを選択し、不要な部分は省き、足りない部分や不適切な言い回しは補正して聞くなど、頭の中で整理し組み立てながら発言の内容（大筋）を把握している。

このことは、自分の言葉に置き換えて理解している、あるいは発言の細部まで意識しているわけではない、もしくは音声を無視して聞いていないとも言える。

【例文 2】（ルーペのCMより）

本当に世の中の文字は小さ過ぎて読めない。新聞も企画書も小さ過ぎて読めない。

後段は、「新聞や企画書のサイズ自体が小さい」と受け取られる可能性があるが、聞いている限りにおいては、話の流れから「新聞も企画書も文字が小さ過ぎて」という意であると理解する。

【例文 3】

弔慰金事業の拡充に向けて、亡くなった方の意見を聴くべきだ。

聞き手は、「亡くなった方の御遺族」などと言葉の脱落を補完して理解するか、気づかずに聞き流す。

【例文 4】

平成2年に開催されるはずだった京都オリンピックが延期された。

聞き手は、世間一般が当然に了知していることとして、「平成→令和」「京都→東京」と補正して理解する。

【例文 5】

地方自治法第2条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図るとしている。

聞き手が地方公務員であれば、地方自治の基本的理念を熟知していることから、「第2条の2」は「第1条の2」の誤りであると気づき、補正して聞いて理解する。

【例文 6】

民法第777条から第781条で扶養に関して規定している。

事実上、「第877条から第881条」で扶養に関して規定しているが、一般的な聞き手は、民法の詳細な条文まで覚えているわけではないため、それが正しいかどうかを瞬時に判断できず、「まあ、そうなのだろう」と受け止めるか、聞き流すか、細かいこととして無視する。

〔3. 2 文章による理解〕

これに対し、文章によって理解する場合、読み手は、一文字一文字を追い、その言葉の意味や文章構成などを基に、発言の内容を把握している。

つまり、通常、読むときは音源がなく、そこに書かれている文字の全てが読み手の理解に対して影響すると言えることから、文意が分かり、発言意図が正確に伝わる文章になっているかどうか大きな意味を持つ。

〔3. 3 両者は別物〕

音声による理解と文章による理解は、ある意味、別物と捉えることもできることから、発言を文章にするときには、両者の違いを認識した上での確に処理することが求められる。

< 4. 発言の文章化に当たっての留意点 >

発言記録の作成は、「聞く」ことから始まり、聞いたものを文字に変換するという、一見単純な作業のように映るが、そこには幾つかの留意すべきことがある。

〔4. 1 聞く側の立場〕

聞く側の立場や耳（聞き方）によっては、違う受け取り方になることが間々ある。

【例文7】（携帯電話のCMより）

*登場人物……長女・深田恭子さん 二女・多部未華子さん 三女・永野芽郁さん
友人・藤原紀香さん

（長女）久しぶりね、こういうお店。
（三女）AセットかBセット、選ぶみたい。
（二女）みんな、どっちにする？
（友人）紀香、A。
（長女）ドリンクはついてるの？
（三女）サイズが選べるみたい。
（二女）みんな、どれにする？
（友人）紀香、L。
（姉妹）乗り換える？

このように、自身の立場や都合に合わせて受け取ることが往々にしてある。（そうなりがちである）

〔4. 2 作成者の問題点〕

2. 1と2. 2も関連するが、作成者の知らない言葉や事柄はたくさんあり、発言者がそれを言うことがある。

【例文8】

尾瀬ヶ原湿原では、雪解けの頃に赤潮現象が見られる。

この例は、筆者がテレビ番組のナレーションを聞き間違えたものである。「湿原でも赤潮が発生するんだ」と一瞬思ったが、調べてみると「赤渋（あかしぼ）」であった。

このように、自身の語彙や知識に存在しない言葉は、知っている言葉に置き換えて聞いてしまう。

【例文9】

山縣有朋は、西郷隆盛に対し、天皇と中央政府を守るため、薩摩藩、長州藩、土佐藩のケンペイから成るゴシンペイを組織することを提案した。

これは、歴史に強い人であれば、たやすく正解を言えるであろうが、そうでない人にはなかなか難しい。

「ゴシンペイ→御親兵」は何とか想像できるかもしれないが、「ケンペイ→献兵」は、自身が知っている「憲兵」などと解釈してしまうおそれがある。

〔4. 3 聞くときに意識すべき点〕

ここで意識すべき点は、「言ったとおり」に書いているつもりでも、それは「自身に聞こえた範囲」「自身が知っている範囲」でしか書けていないということである。この点は強く押さえておくべであらう。

「言ったとおり＝言いたかったとおりに正しく書く」のは相当難しいと捉えなければなら

ないが、それをどう担保するかは後段で触れる。

〔4.4 発言者の問題点〕

発言者の問題点としては、次のような点が挙げられる。

①口が滑る、勘違い、記憶違いなどから、言葉の誤用が生まれる。（客観的事実と違うことを言う）（以下、〈 〉内の語句が正しい）

【例文 10】

私たちは、昭和〈平成〉23年の東日本大震災が〈で〉津波の恐ろしさを知った。

こうしたうっかり間違いや助詞（言葉）の誤用は多くある。

【例文 11】

もっとニュウギュウ〈牛乳〉を飲もう。

これは、この話題の前に牛乳に関する話をしていたため、それに引っ張られて生じた言い間違いである。「乳牛＝牛」はさすがに飲めない。

【例文 12】

そんなトオリイッペントウの答弁では納得できない。

この例は、「通り一遍」と「一辺倒」という若干似た言葉を混同したものであるが、このような日本語はないので、漢字を当てて表記することはできない。

【例文 13】

子供ができなくて悩んでいる御夫婦がヒニン〈不妊〉治療を受ける。

これは、文脈からすれば全くつじつまが合わない表現であるが、口が滑ったり、勘違いによって、こうした言葉を発することもある。

②口癖などで、不要な言葉が頻出する。

【例文 14】

学校給食はですねえ、いわゆる食育をね、推進する上で重要なものですが、小学校ではさ、給食の時間がいわゆる足りないというね、やはり、この声があるのは、あの皆さんも、いわば御存じですよね。

この例のように、話し言葉では、間投助詞の多用や、言葉本来の意味で用いられていない表現などが頻出する。

③文章のつながり方として不適切な言い回しになる。（話が続かないことがある）

【例文 15】

カンブリアのテレビに、S社長、N社の香川県の中小企業が出た。

これは、「カンブリア宮殿というテレビ番組に、香川県の中小企業であるN社のS社長が出演した」と言いたかったものだが、自身の記憶にある言葉の幾つかをいいかげんに並べて発言した例である。

このようなことは、フリーなやり取りのときによく出現する。

④覚え違い、読み間違い、読めないこと、口が回らないことがある。

【例文 16】（それぞれの記者会見より）

S官房長官「Mさんは、地位にレンメンとしがみついていた」

（その翌日）

M・Kさん「私は、地位にレンメン、いや、恋々としたことはない」

長官の発言を漢字にすると「連綿」だろうが、文意にはそぐわないもので、覚え間違いの類いと考えられる。

M・Kさんが切り返した「恋々（レンレン）」が適切である。

【例文 17】

A総理「訂正デンデン〈云々〉という御指摘は全く当たらない」

【例文 18】

某地方議員「最近、隣人同士の関係がキウスカ〈希薄化〉している」

【例文 19】

某地方議員「世界各国がコロナウズ〈禍〉に苦しめられている」

【例文 20】

元横綱・W氏（すし屋で）「サチコメンタイコ〈辛子明太子〉、握って」

例文 17 から例文 20 は、漢字を読み間違った（読めなかった）、あるいは間違っ覚えていた例だが、さらに進んで、読めないで、ごまかして音声になっていない場合もある。

以上、①から④については、いずれも、話し言葉の特性から生まれる問題である。

つまり、自分が間違っ覚えているまま発言してしまったり、勘違いの発言などが出現したり、読めていないこともあるということである。

⑤発言用原稿や発言メモに書いてある表現が不適切な場合もある。

【例文 21】

平成30年2月に開催された平昌オリンピック・パラリンピックで北海道出身の選手が大いに活躍した。

この発言原稿の例については、客観的事実として、オリンピックは2月に開催されたが、パラリンピックは3月に入ってから開催されているので、そのままでは事実と合わないことになる。

付け加えて言えば、発言原稿や発言メモは、自身が知っている語彙や知識の範疇で作成することから、往々にして、言葉本来の使い方とは違う表現、あるいは、客観的事実とは相違する表現などが現れることがある。

このような発言者の問題点への対応として、「整文」という手法があるが、その点については後述する。

【以下、その②へ】